



子育てだより

令和5年度 認可保育園・認定こども園2・3号 (保育所部門)の利用申し込みを受け付けます

令和5年4月から認可保育園・認定こども園2・3号(保育所部門)の利用を希望する児童の申し込みを、次のとおり受け付けます。

申込書の配布について

▼ 配布期間

11月7日(月)～

▼ 配布時間

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
ただし、11月16日(水)は夜間役場のため20時まで配布します。

▼ 配布方法

- ・須恵町役場1階4番窓口(子育て支援課)で配付
- ・須恵町ホームページからダウンロード(11月7日(月)～)



申込書の受け付けについて

▼ 受付期間

12月5日(月)～12月21日(水)

▼ 受付時間

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
ただし、12月21日(水)は夜間役場のため20時まで受け付けます。

▼ 提出方法

窓口を持参もしくは郵送

▼ 提出場所

須恵町役場 1階4番窓口(子育て支援課)
※郵送で提出する場合は、須恵町役場 子育て支援課 宛(須恵町大字須恵771番地)にお送りください(12月21日(水)までの消印有効)。

入園要件

- 次の①および②のどちらの条件にもあてはまる世帯
- ①児童および保護者が須恵町に住民登録していること
 - ②児童の保護者全員が次のような事由により保育ができないと認められる場合
 - ・就労(1か月64時間以上)
 - ・母親の妊娠・出産
 - ・保護者の疾病、負傷、障がい
 - ・長期にわたる疾病、精神または身体に障がいを持つ同居親族の介護・看護

- ・自宅が災害にあい、その復旧にあっている
- ・求職活動
- ・就学(1か月64時間以上)
- ・虐待やDVのおそれがある
- ・保護者のどちらかが育児休業中である(ただし、申込児童が令和5年4月1日時点で3歳児以上の場合)

※利用申し込みは年度ごとです。令和4年度の利用申し込みをしていて、待機中の人も新たに申し込みが必要です。
※保育の必要性が高い人からの入園となりますので、申込者全員が入園できるとは限りません。
※必要書類が全て揃ってからの受け付けとなります。不備があった場合は受け付けできませんので、ご注意ください。

見学会のお知らせ

見学会は各園で開催しますので、希望する場合は必ず各園へ予約をお願いします。希望する園の見学ができないこともありますので、ご了承ください。なお、入園申し込みにあたり、見学は必須ではありません。

認可保育園	住所・連絡先	見学会開催日
私立 須恵めぐみ保育園	須恵975番地1 ☎ 936-2222	11月21日(月)、22日(火)、24日(木)、25日(金)、29日(火) 10時～ ※開催日の前日までに電話で要予約【申し込みにおける制限】 ・1日5組(予約順) ・各家庭から大人1人(子どもの同伴は可)
わかすぎの杜保育園	上須恵1312番地 ☎ 932-0005	平日 9時30分～17時の間で随時開催 ※事前に電話で要予約

認定こども園	住所・連絡先	見学会開催日
アザレア幼児園	旅石72番地521 ☎ 935-4755	11月24日(木)、25日(金)、26日(土) 10時～ ※11月16日(水)～22日(火) 9時～18時の間に電話で要予約 ※上記の日時で都合が合わない場合は、園までお電話ください。
私立 れいんぼ幼児園	旅石523番地 ☎ 937-6780	11月25日(金)、26日(土) 10時～ ※開催日の前日までにインターネットまたは電話で要予約(予約サイトは須恵町ホームページに掲載) ※上記の日時で都合が合わない場合は、園までお電話ください。
明道館	植木499番地6 ☎ 410-1813	11月17日(木)、21日(月)、22日(火)、24日(木)、25日(金) 10時～ ※11月8日(火)～11日(金)に電話で要予約【申し込みにおける制限】 ・1日5組 ・各家庭から大人1人(子どもの同伴は可)

☎ 子育て支援課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153)

住民税均等割非課税世帯などの皆さんへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯および家計急変世帯)に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、全国一律の支援として給付金を支給します。給付金を受給するためには、**申請が必要**です。ご注意ください。

対象者

- 基準日(令和4年9月30日)において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く。
- Aのほか、住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず(新型コロナウイルス感染症の影響を含む)令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する人全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

給付額

1世帯あたり **5万円** ※1世帯1回限り。
※上記(A)、(B)の給付金を重複して受給することはできません。

支給までの流れ

(A) ①必要事項を記入し、ご提出ください

対象者には須恵町役場から確認書もしくは申請書を送付します。(11月下旬から12月上旬予定)

(確認書)

内容を確認して、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。



(申請書)

住民税の申告が済んでいない人がいる場合は、その人の申告をしていただき、非課税である場合には支給対象となります。

提出期限 令和5年1月31日(火)

②記載内容を確認後、振り込み

須恵町が確認書または申請書を受理した日から**30日以内**に、口座へ振り込みます。

(B) ①申請が必要です

申請期間: **12月1日(木)～令和5年1月31日(火)**

申請書は役場福祉課に置いてありますので、下記の必要書類をお持ちの上、窓口までお越しください。

【必要書類】

- ・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・令和4年1月以降の収入がわかるもの(給与明細など)
- ・振込先の口座番号などが確認できるもの(通帳など)

②審査後、該当者に振り込み

審査完了後、申請書に記載の口座へ振り込みます。



問い合わせ先

須恵町役場 福祉課

☎ 932-1151(内線126・128)

受付時間 8時30分～17時15分
(土日祝日除く)